

すべての人が互いを認め合い、支え合い、  
共に輝きつづける 安心と活力のまち 宝塚

## 宝塚市地域福祉計画

(第3期)

【概要版】(案)

宝塚市

# 地域福祉計画の策定にあたって

## 1 地域福祉とは

地域福祉とは、すべての人が個人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で、その人らしく自立し、安心して暮らし続けることができるよう、地域住民、行政、福祉事業関係者などが協働し、地域の生活課題の解決や安心して暮らせる地域社会を持続させていく取組です。

この地域福祉の推進においては、地域の生活課題や現状を明らかにし、生活課題を解決するための仕組みや取組を計画的に推進するための行政計画が「地域福祉計画」です。

## 2 計画策定の背景と趣旨

本市では、平成24年（2012年）3月に「宝塚市地域福祉計画（第2期）」（以下、「第2期計画」という。）を策定し、「すべての人が互いを認め合い、支え合い、共に輝きつづける 安心と活力のまち 宝塚」を基本理念に、地域住民の交流促進や福祉人材の育成、支援体制の充実、福祉の拠点づくりなど、様々な施策を展開してきました。

第2期計画策定以降、社会情勢は大きく変化していることから、本市が抱える問題・課題等を適切に把握し、その改善に向けた取組を計画的に進めるため、新たに「宝塚市地域福祉計画（第3期）」（以下、「本計画」という。）を策定します。

## 3 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく市町村地域福祉計画として策定します。

また、本計画は「第6次宝塚市総合計画」を上位計画とし、子育て支援や高齢者福祉、障害（がい）者福祉など、福祉の各分野別計画の上位計画と位置づけ、調和を図るものとします。

併せて、本計画の推進にあたっては、車の両輪の関係にある宝塚市社会福祉協議会の「地域福祉推進計画」と、まちづくり協議会の「まちづくり計画」との連携・協働を図り、地域住民、行政、市民活動団体、関係機関、福祉関係事業者などの連携・協働による地域福祉を推進することとします。

## 4 計画の期間

本計画は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）の5年計画です。

ただし、社会情勢や制度の見直し、上位計画の改訂など、状況に変化が生じた場合には、計画期間中においても必要な見直しを行うものとします。

	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
総合計画	第5次 前期	第5次 後期基本計画					第6次（～2030年度）				
地域福祉計画	第2期				第2期 改訂版		本計画				
地域福祉推進計画 （社会福祉協議会）	第5次		第6次				第7次（予定）				

# めざす方向

## 1 基本理念

**すべての人が互いを認め合い、支え合い、  
共に輝きつづける 安心と活力のまち 宝塚**

現代社会は、少子高齢化の進展やライフスタイルの多様化など、様々な要因を背景に生活に不安や悩みを抱える人が増加し、その抱える内容も多様化・複雑化しています。

これまで、本市は、市民の力を最大限に生かし「協働」を核としながら、住民間における交流の促進や人材の育成、福祉活動の拠点を整備し、WHO（世界保健機関）の提唱するエイジフレンドリーシティに基づき『「お互いさま」があふれるまちづくり』の視点からも地域福祉の推進に取り組んできました。

また、本計画に示す地域福祉推進の方向性は、国際社会共通の目標であるSDGs（持続可能な開発目標）の理念にも重なるものであり、本計画を推進することが、SDGsの推進にも資することから、SDGsの視点を意識しながら各施策の展開を図ります。

今後、本市では、様々な不安や悩みを抱える人を支えていくために、住民、団体、関係機関、福祉事業所など、様々な主体が連携しつつ、活動を展開するための基盤づくりを進めていきます。

本計画では、第2期計画で掲げた基本理念である「すべての人が互いを認め合い、支え合い、共に輝きつづける 安心と活力のまち 宝塚」を継承し、市民が積極的に支え合う活力のある福祉のまちづくりを推進していきます。

## 2 計画推進の基本的な視点

本計画の基本理念の実現に向けて、地域福祉を計画的・効果的に推進するため、次の8つの視点に立って、個別施策の展開を図ります。

**視点1** 住民主体の地域づくり

**視点5** 早期発見・早期対応のための積極的な

**視点2** 人と人との「つながり」を大切に

体制づくり

**視点3** 協働して取り組む

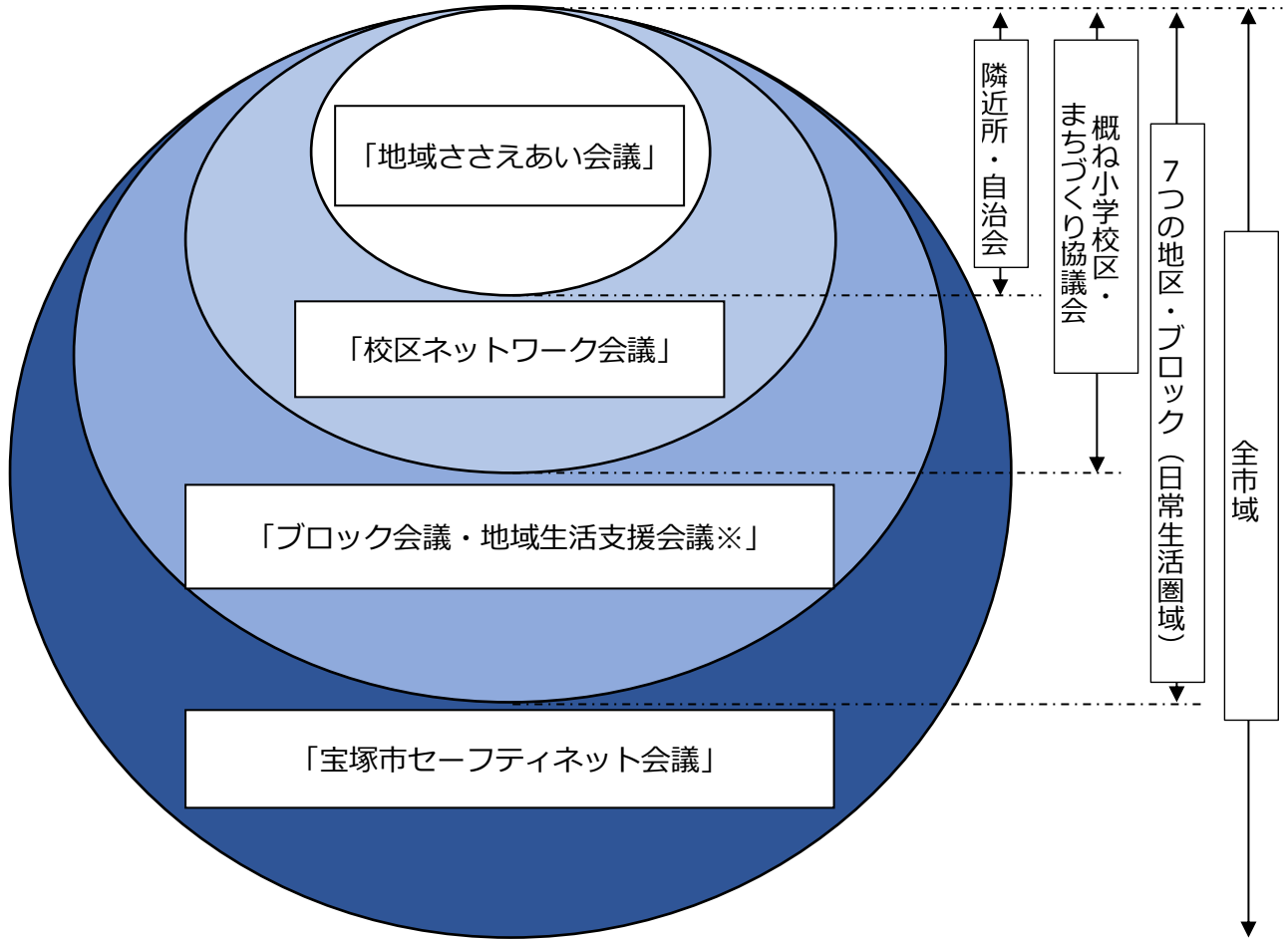
**視点6** 次代の担い手の育成

**視点4** 人権と多様性の尊重

**視点7** 社会資源の活用

**視点8** エリアを意識する

宝塚市におけるエリア設定及びネットワーク（イメージ）



エリアにおける機能・位置づけと活動者（イメージ）

単位	機能・位置づけ	主な活動者・参加者
地域ささえあい会議 （隣近所、自治会単位）	個別の見守りと 災害時等緊急支援のエリア	自治会、民生委員・児童委員、サロン・ミニデイ等の活動者など
校区ネットワーク会議 （概ね小学校区）	地域の協働による 支援のエリア	まちづくり協議会、自治会、民生委員・児童委員、老人クラブなど
ブロック会議・地域生活支援 会議※ （7つの地区・ブロック 【日常生活圏域】）	情報連携や 情報受発信のエリア	まちづくり協議会、自治会、民生委員・児童委員、老人クラブ、社会福祉協議会地区センター、地域包括支援センター、相談支援事業所、児童館など
宝塚市セーフティネット会議 （全市域）	セーフティネットとなるエリア	宝塚市、宝塚市社会福祉協議会、ボランティア・市民活動等、当事者団体など

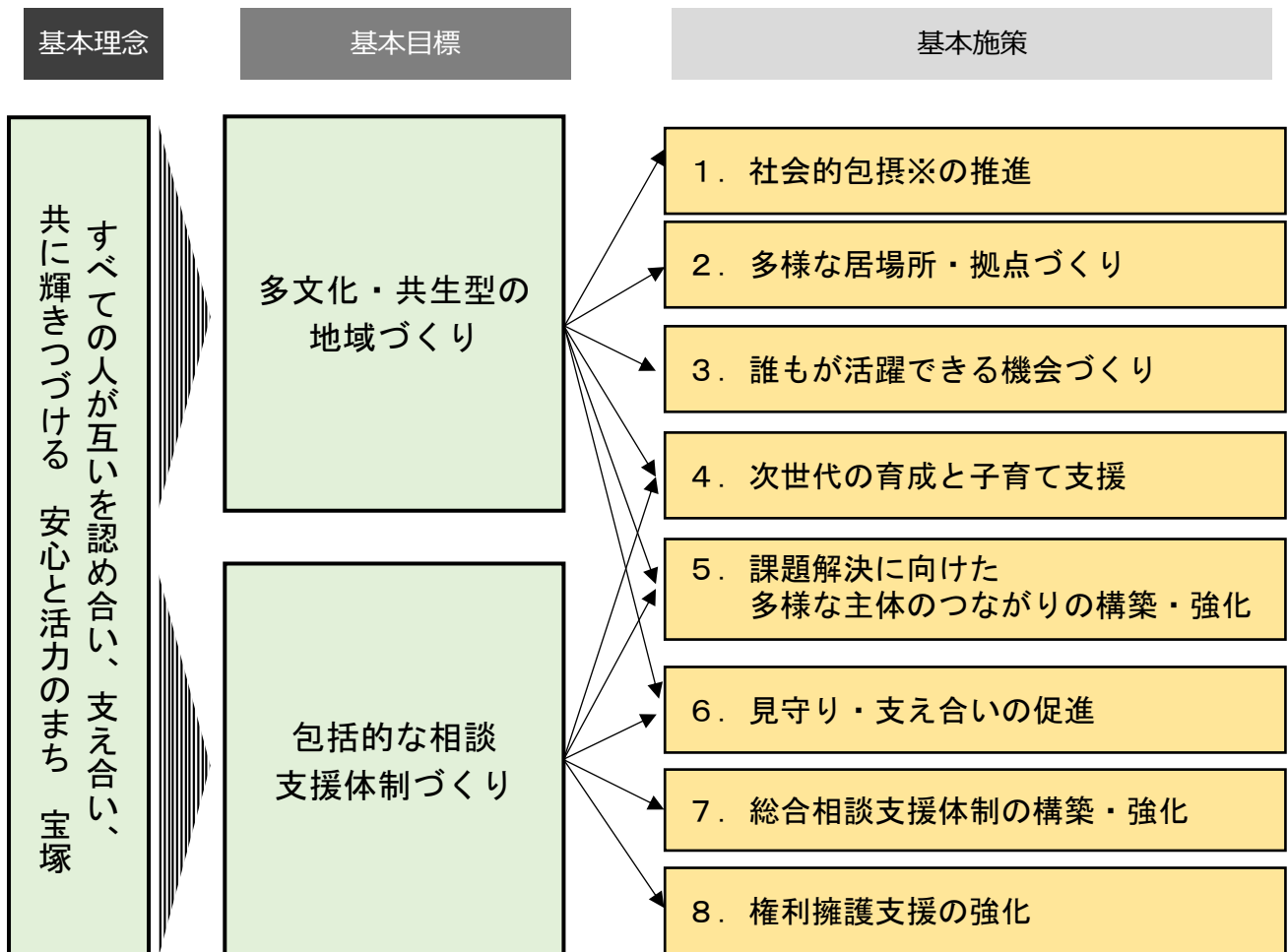
※地域生活支援会議とは、7つの地区・ブロックなどにおいて高齢、障害（がい）、児童などの専門職が分野を超えて情報共有を行う会議

### 3 基本目標

計画の基本理念の達成に向け、次の2つの基本目標を掲げ、計画の推進を図ります。

<b>基本目標 1</b> 多文化・共生型の 地域づくり	すべての人たちが互いに認め合い、いきいきと暮らし、活躍できる共生のまちづくりを進めていきます。 また、このために、地域ごとのまちづくり計画の福祉部分が充実していくような働きかけを市、社会福祉協議会等の協力により進めていきます。
<b>基本目標 2</b> 包括的な相談 支援体制づくり	本市で生活する人すべてが安心して生活を送ることができるよう、身近な地域で必要な支援が受けられる体制づくりに取り組んでいきます。 そこでは、地域包括ケアシステムや生活困窮者自立支援制度において目指されているような、様々な課題を包括的に受け止める体制が整えられる必要があります。住民の抱える生活課題の全体性に合わせて行政内の横断的な連携を進める必要があります。

### 4 施策体系



※社会的包摂とは全ての人々が孤立や排除から守られ、受け入れられる社会づくりのこと。ソーシャルインクルージョン。

## 地域福祉施策の展開

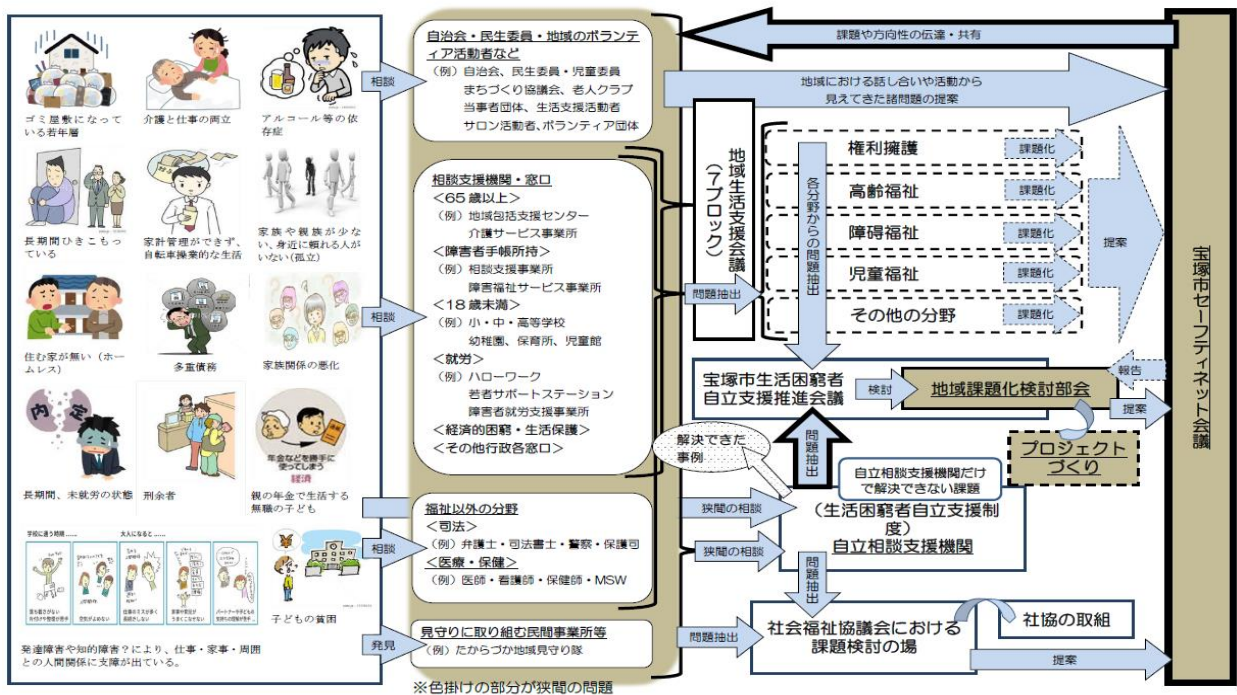
施策	主な取組
1. 社会的包摂の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当事者への理解を促進するための周知</li> <li>○当事者による社会参加の促進</li> <li>○当事者グループの育成・支援</li> <li>○学校教育における福祉教育の推進</li> <li>○情報のバリアフリー化の推進</li> <li>○地域活動に関する情報発信</li> </ul>
2. 多様な居場所・拠点づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○居場所についての情報発信</li> <li>○運営者支援やネットワークづくり</li> <li>○共生型の居場所づくり</li> <li>○居場所づくりへの支援</li> </ul>
3. 誰もが活躍できる機会づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市社会福祉協議会地区担当による地域福祉活動のコーディネート</li> <li>○地域福祉を担う人材づくり</li> <li>○生きがい就労の機会創出</li> <li>○地域における社会参加機会等の創出</li> <li>○地域活動に関する情報発信</li> </ul>
4. 次世代の育成と子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○世代間交流の推進</li> <li>○子どもに関する地域課題を解決する仕組みづくり</li> <li>○コミュニティ・スクールの実施を通じた子どもの健全育成及び学校運営</li> <li>○地域福祉活動への次世代の参加促進</li> <li>○地域の親子が気軽に参加できる居場所や参加の機会づくり</li> </ul>
5. 課題解決に向けた多様な主体のつながりの構築・強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○まちづくりにおいて多様な主体の参画を促す取組</li> <li>○地域包括ケアシステムの整備</li> <li>○社会福祉法人による地域貢献の推進</li> <li>○居住支援に取り組むネットワークの推進</li> <li>○専門職向けの地域福祉に関する研修の推進</li> </ul>
6. 見守り・支え合いの促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自治会、民生委員・児童委員、ボランティア活動者等の組織の充実</li> <li>○見守り活動・ささえあい活動への支援の充実</li> <li>○生活支援体制整備事業の推進</li> <li>○災害時要援護者支援の体制整備</li> <li>○地域の防犯・防災体制づくり</li> </ul>



施策	主な取組
7. 総合相談支援体制の構築・強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各種相談窓口等の充実と支援</li> <li>○セーフティネットシステムの推進（包括的支援体制の構築）</li> <li>○各分野や各地域における地域課題の集約と課題解決の推進</li> <li>○生活困窮者自立支援事業の充実</li> <li>○各種サービスについての積極的な情報提供</li> </ul>
8. 権利擁護支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○虐待・DV防止についての体制整備</li> <li>○権利擁護に関する体制の充実、普及啓発の推進</li> <li>○成年後見制度の利用促進</li> <li>○日常生活自立支援事業の推進</li> </ul>

### 宝塚市セーフティネット会議 概念図

地域住民や関係機関の連携と、課題解決に向けた循環型ネットワークの形成  
 ～生活困窮者自立支援制度だけに課題を留まらせない～



### 宝塚市セーフティネット会議

地域で暮らしていく中で、生活上の課題を抱えているとき、その「困りごと」を地域の誰にも、どこの窓口にも、相談することができないことがあります。宝塚市セーフティネットシステムは、制度の狭間・複合多問題など、住民の抱える生活課題を「受け止める」ための総合相談支援のネットワークです。

宝塚市セーフティネット会議は、その中心となる会議体で、市民団体、関係機関、関係部局をメンバーとしています。生活困窮者自立支援制度や、各分野からの問題抽出と課題化を通して、地域課題の解決を図る循環型のシステムとしての会議運営を進めています。

# 計画の推進

## 1 計画の推進体制

### (1) 庁内の推進体制

本計画の推進にあたっては、福祉分野に限らず、教育や人権、都市計画など、多様な分野との連携による取組が必要です。

本市では、適宜、関係課と連携・調整を図りながら、地域における様々な課題解決に向けて取り組んでいきます。

### (2) 多様な主体との連携・協働による推進

地域福祉の推進にあたっては、地域住民、民生・児童委員、自治会、まちづくり協議会などの市民活動団体、行政、関係機関、福祉事業関係者などの地域福祉を担う主体が、それぞれの役割を認識し、相互に連携・協働して取組を進めます。

### (3) 宝塚市社会福祉協議会との連携の強化

地域福祉の推進には、中心的な役割を果たす宝塚市社会福祉協議会の活躍が必要不可欠であり、連携・協働のもと様々な取組を進めていく必要があります。

本市では、今後も宝塚市社会福祉協議会と密接に連携を図るとともに、めざすべき姿や地域における課題を共有しながら、地域福祉の推進に取り組んでいきます。

### (4) 各種会議体を通じた問題・課題等の共有

本市では、生活困窮者自立支援制度における課題検討の場等からの課題抽出を通じ、宝塚市セーフティネット会議を中心とし、本市における様々な課題や問題の共有、施策・事業の検討などを通じて、制度狭間の問題の解決及び地域福祉の推進を図ります。

### (5) 宝塚市社会福祉審議会における進捗評価

本市の地域福祉計画は、宝塚市社会福祉審議会において、毎年、取組状況の報告を行います。報告に対する委員からの意見等、本会議における議論を踏まえ、取組の妥当性や改善策について検証します。



## 2

## 本計画における重点的な取組

本計画で定めた基本理念・基本目標の達成に向け、本計画期間内に、本市が市民等との協働により重点的に取り組む内容は以下のとおりです。

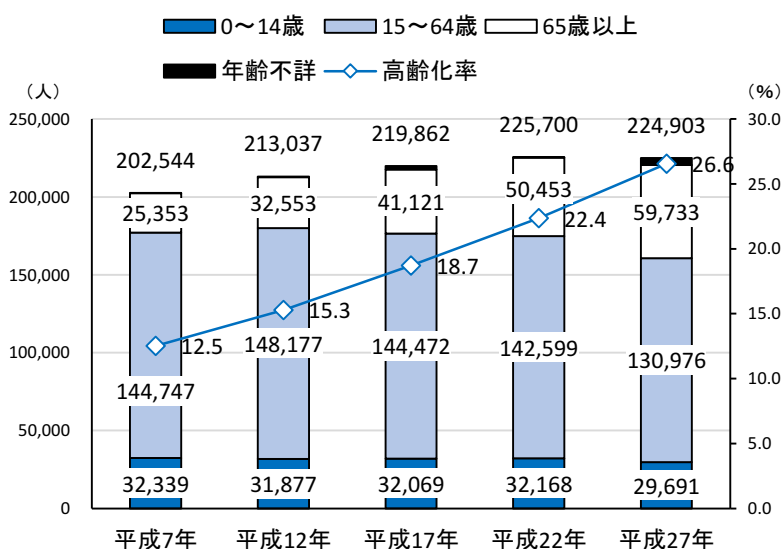
項 目	内 容
学校教育における福祉教育の推進	○社会福祉協議会の地区担当職員、ボランティア活動センターと各学校の連携や、地域包括支援センターなどの出前講座により、障害（がい）のある人の話を聞くことや活動などを通じて共に過ごす機会をつくる、また、認知症に関する講座などの福祉教育の機会を充実します。
居場所についての情報発信・共生型の居場所づくり	○地域の居場所において、参加者や協力者として地域住民が幅広く関わるようなことができるよう、情報発信などを進めます。 ○お互いさまのまちづくり縁卓会議 において、障害（がい）当事者や子育て世代などの様々な立場の方が地域において集い、情報を共有できる共生型の居場所づくりを進めます。
子どもに関する地域課題を解決する仕組みづくり	○子どもの地域生活における課題を速やかに把握し、解決するために、行政、関係機関や地域の関係団体とともに仕組みづくりを進めます。
生活支援体制整備事業の推進	○「担い手づくり・情報発信・ネットワークづくり」を行いながら、地域の支え合い活動を推進します。
災害時要援護者支援の体制整備	○災害時に備えた見守り体制として、地域住民が進めている災害時要援護者支援の活動への支援を行います。また、出前講座において当事者グループへの声かけを行うなど、地域住民と要援護者の交流を進めます。
セーフティネットシステムの推進（包括的な相談支援体制の構築）	○宝塚市セーフティネット会議における課題共有・解決などを通じ、制度狭間・複合的な生活課題に対応する体制を推進します。 ○7つの地区・ブロックなどにおいて専門職が分野を超えて情報共有を行うネットワークづくりを進めます。（地域生活支援会議）
まちづくりにおいて多様な主体の参画を促す取組	○概ね小学校区をエリアとする地域自治を推進し、多様な主体の参画を促します。各まちづくり協議会が見直した地域ごとのまちづくり計画を地域と行政の協働で進捗管理します。 ○社会福祉協議会では、福祉コミュニティ支援事業による校区ネットワーク会議などの各種福祉活動を通じてまちづくりや地域福祉活動に関する情報交換や協議を進める場の整備を促進します。
成年後見制度の利用促進	○成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、関係機関や専門職団体と連携し、中核機関の設立及び協議会の設置に向けて、体制の整備を行います。

# 宝塚市の状況

## 年々、少子高齢化が進んでいます。

総人口は、平成27年で224,903人と、平成22年から平成27年にかけてわずかに減少しています。

年齢3区分別にみると、0～14歳（年少人口）は、平成22年まで増加していますが、平成27年で減少しています。15～64歳（生産年齢人口）は、平成12年以降年々減少し、65歳以上（高齢者人口）は、一貫して増加の傾向にあります。

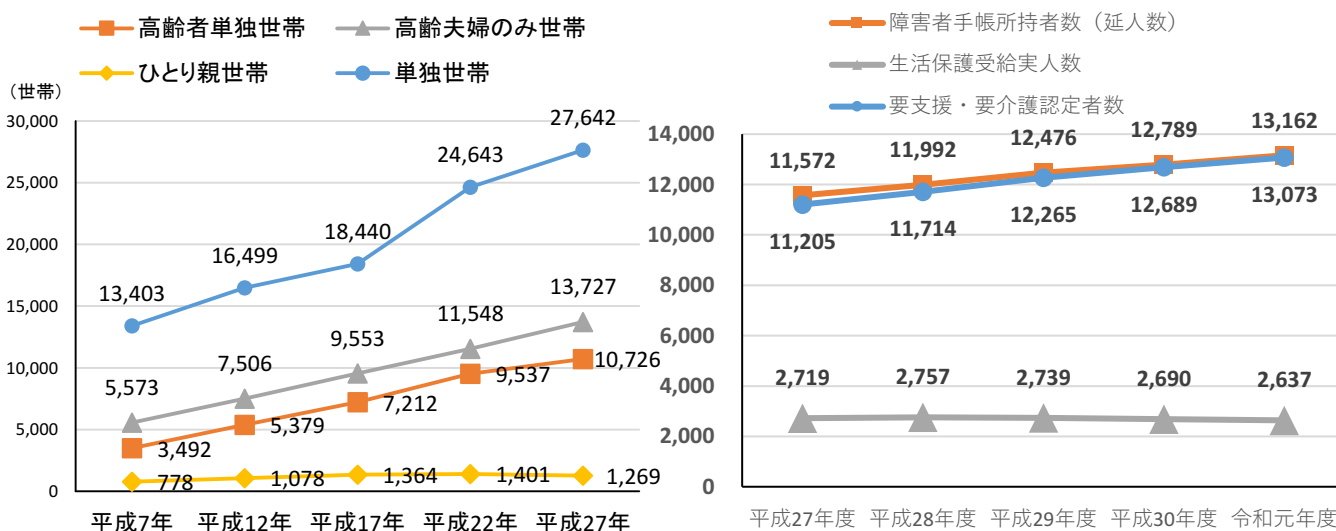


資料：国勢調査

## ひとり暮らし高齢者やひとり親世帯、介護を必要とする人など、支援を必要とする人・世帯が増加。

世帯状況をみると、単独世帯（ひとり暮らし）をはじめ、高齢者単独世帯や高齢夫婦のみ世帯などが増加の傾向にあります。

また、介護を必要とする要支援・要介護認定者や、障害者手帳を持つ人なども、増加の傾向にあります。



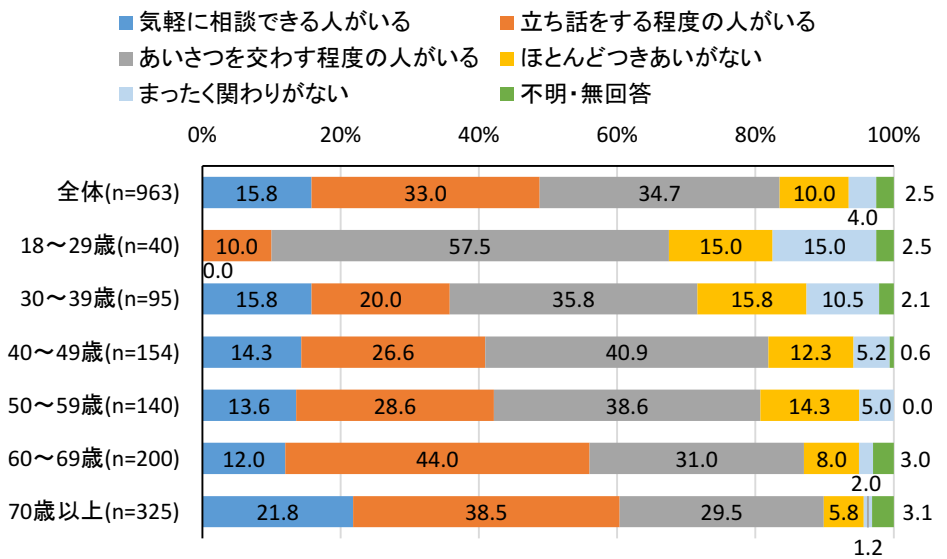
資料：国勢調査

資料：市調べ

若い人ほど、近所づきあいが希薄になっています。

平成 30 年度に行った「宝塚市地域福祉改訂に関するアンケート調査」において「近所づきあいの程度」を尋ねたところ、「あいさつを交わす程度の人がある」が 34.7%で最も多く、次いで「立ち話をする程度の人がある」、「気軽に相談できる人がある」が続いています。

年齢が低くなるにつれて「ほとんどつきあいがいいない」や「まったく関わりがない」の回答が増える傾向にあります。



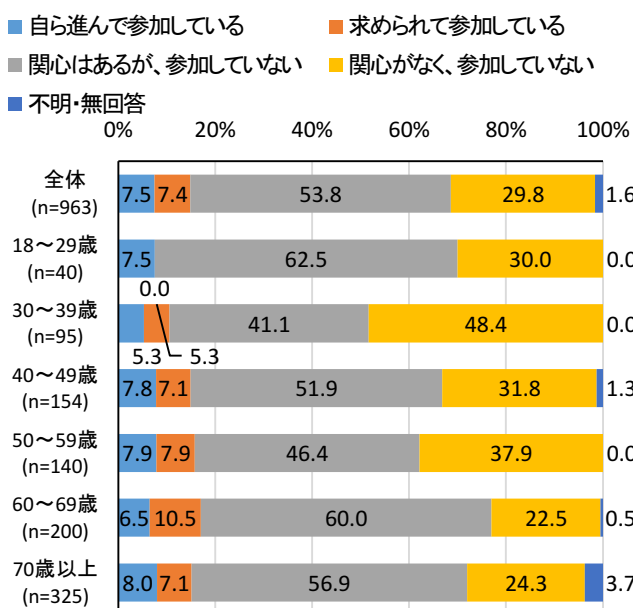
資料：平成 30 年度「宝塚市地域福祉改訂に関するアンケート調査」

現在は地域活動に参加している人は少ないものの、若い人で今後参加したい人が多い。

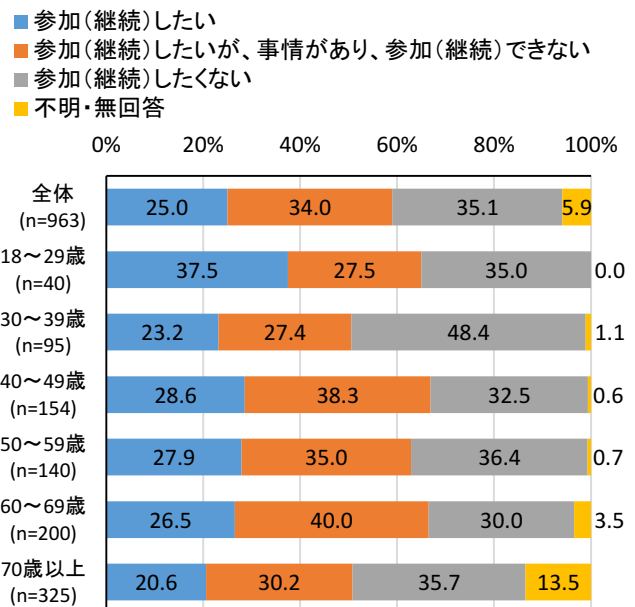
地域活動の参加状況は、「関心はあるが、参加していない」が 53.8%で最も多く、次いで「関心がなく、参加していない」と続き、どの年代も「自ら進んで参加している」は 10%未満となっています。

今後の地域活動への参加意向は、「参加(継続)したくない」が 35.1%で最も多くなっています。「参加(継続)したい」は 25.0%となっていますが、比較的若い世代において参加意向が高くなっています。

【現在の地域活動の参加状況】



【今後の地域活動の参加意向】



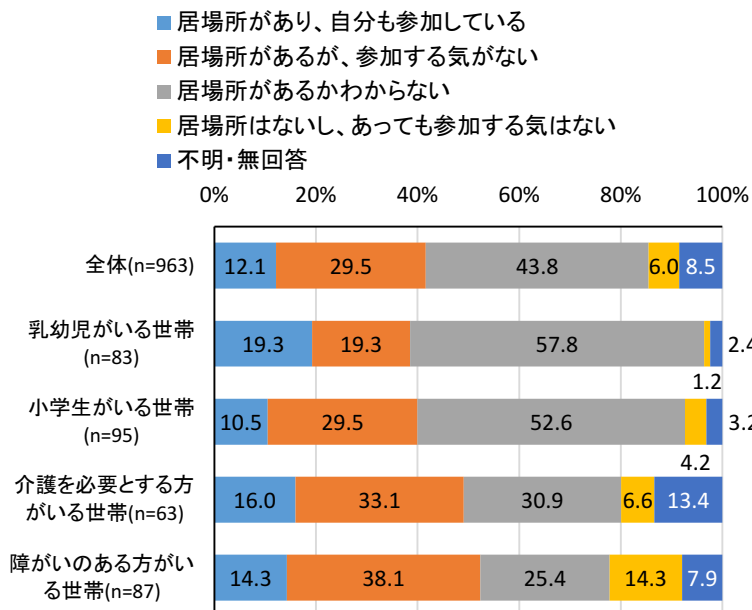
資料：平成 30 年度「宝塚市地域福祉改訂に関するアンケート調査」

居場所を認知していない人が多いものの、若い人で今後利用したいと考える人が多い。

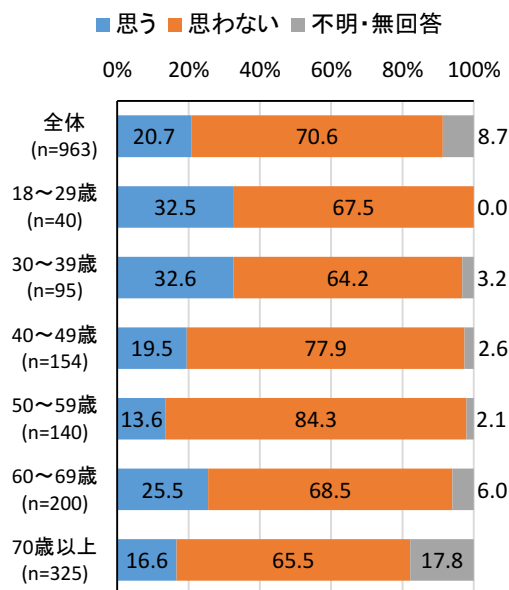
自宅から歩いて行ける範囲に地域住民で交流できる居場所について、「居場所があるかわからない」が43.8%で最も多く、「居場所があり、参加している」は12.1%となっています。特に、乳幼児・小学生がいる世帯では、「居場所があるかわからない」が50%を超えて多くなっています。

地域の施設を使ってみたいか尋ねたところ、70.6%の人が「思わない」と答えています。18～29歳・30～39歳では「思う」が30%台と、若い人において利用意向が高くなっています。

【地域住民で交流できる居場所】



【地域の施設の利用意向】



資料：平成30年度「宝塚市地域福祉改訂に関するアンケート調査」

## 宝塚市地域福祉計画（第3期）

### 概要版

令和3年（2021年）2月

発行 宝塚市健康福祉部安心ネットワーク推進室地域福祉課

〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号

電話：0797-77-0653 ファクス：0797-71-1355

